

議案第43号

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正について

次のとおり日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平井伸治

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部を改正する条例

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（平成20年鳥取県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

前文

第1章 略

第2章 保全と再生及び利用の増進（第6条—第9条）

第3章・第4章 略

附則

このように、鳥取砂丘は、貴重な自然を有するのみならず、先人の努力により特色ある産業・文化活動、学術研究等の拠点ともなつており、非常に多面的な価値を有する県民共有の財産であり、世界に誇れる本県の至宝とも言うべき存在である。このことは、世界ジオパークに認定されたことで、世界中に認められるところとなつている。

このような状況の中、鳥取砂丘の価値を後世に守り伝えていく上で大切なのは、砂丘利用者一人一人が鳥取砂丘の持つ独特の風物への愛着と畏敬の念を共有して節度ある利用に努めるとともに、協力し、連携し合って、自然を守り育てていくことである。

目次

前文

第1章 略

第2章 保護施策（第6条—第9条）

第3章・第4章 略

附則

このように、鳥取砂丘は、貴重な自然を有するのみならず、先人の努力により特色ある産業・文化活動、学術研究等の拠点ともなつており、非常に多面的な価値を有する県民共有の財産であり、世界に誇れる本県の至宝とも言うべき存在である。

従来の環境保全手法の限界も指摘される中で、これを後世に守り伝えていく上で大切なのは、砂丘利用者一人一人が鳥取砂丘の持つ独特の風物への愛着と畏敬の念を共有して節度ある利用に努めるとともに、協力し、連携し合って、自然を守り育てていくことである。

(目的)

第1条 この条例は、鳥取砂丘の保全と再生及びその利用について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生及びその利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。

(基本理念)

第3条 鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、砂丘利用者の行動が本県の経済、文化等に及ぼす影響を勘案し、地域の健全な発展との調和にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

2 鳥取砂丘の利用は、その固有環境に及ぼす影響を十分に把握した上で、県民が誇りと愛着を持つ本県を代表する自然観光資源としての魅力や価値を高めることを基本として、その増進が図られなければならない。

(目的)

第1条 この条例は、鳥取砂丘の保全と再生について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。

(基本理念)

第3条 鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、それに対して砂丘利用者の行動が及ぼす影響を十分に把握した上で、当該行動が本県の経済、文化等に及ぼす影響を勘案し、社会的発展との調和にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、山陰海岸国立公園等を管理する国、鳥取砂丘及びその周辺の土地利用、景観形成、環境保全等に関する事務を所掌する鳥取市その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して、砂丘利用者の協力の下に必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、外国人等にも理解しやすいように、言語、文化等の違いに配慮した表記の利用に努めるものとする。

(砂丘利用者の責務)

第5条 砂丘利用者は、基本理念にのっとり、鳥取砂丘の固有環境の価値及び保全と再生を図ることの重要性を理解し、その保全と再生に自主的に取り組むとともに、県が実施する施策に積極的に協力し、鳥取砂丘の適切な利用に努め、いやしくも鳥取砂丘の固有環境を毀損し、又は鳥取砂丘の快適な利用を妨げるような行為をしてはならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、山陰海岸国立公園等を管理する国、鳥取砂丘及びその周辺の土地利用、景観形成、環境保全等に関する事務を所掌する鳥取市その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して、鳥取砂丘の保全と再生について砂丘利用者の理解を深め、その協力の下に必要な施策及び規制措置（以下「保護施策等」という。）を総合的に推進するものとする。

(砂丘利用者の責務)

第5条 砂丘利用者は、基本理念にのっとり、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性を理解し、これに自主的に取り組むとともに、県が実施する保護施策等に積極的に協力し、節度ある利用に努め、いやしくも鳥取砂丘の固有環境をき損し、又は鳥取砂丘の快適な利用を妨げるような行為をしてはならない。

第2章 保全と再生及び利用の増進

(砂丘利用者の意識啓発)

第6条 県は、鳥取砂丘の固有環境の価値及び保全と再生を図ることの重要性について砂丘利用者の理解を深め、鳥取砂丘の適切な利用を増進するため、学習の機会の提供、自然保護等に関する活動についての情報の提供、広報等による普及啓発その他の施策を関係機関と連携して実施するものとする。

(利用の増進)

第6条の2 県は、鳥取砂丘の国内外からの利用を増進するため、次に掲げる施策を関係機関と連携して実施するものとする。

- (1) 鳥取砂丘の固有環境の有する価値を全国及び世界に向けて発信すること。
- (2) 生物、歴史等の解説、スポーツその他の催し等により、鳥取砂丘と触れ合う機会を創出すること。
- (3) 砂丘利用者に対するサービスの改善及び向上を図り、地域の魅力を高めること。

第2章 保護施策

(砂丘利用者の意識啓発)

第6条 県は、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性について砂丘利用者の理解を深め、これに取り組む意欲を増進するため、その固有環境に関する学習の機会の提供、自然保護等に関する活動についての情報の提供、各種の催し、広報等による普及啓発その他の措置を関係機関と連携して実施するものとする。

(禁止行為)

第10条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 鳥取砂丘において、他人の身体又は物に害を及ぼすおそれのある方法で、ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。

(3) 鳥取砂丘において、缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふんその他の物を投棄すること。

(4) 鳥取砂丘の地先海域において遊泳すること。

(5) 鳥取砂丘において、他人の上空を飛行し、又は模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせること。

2 略

(中止等の指示)

第11条 知事は、現に鳥取砂丘において前条第1項各号に掲げる行

(禁止行為)

第10条 鳥取砂丘においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 他人の身体又は物に害を及ぼすおそれのある方法で、ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。

(3) 缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふんその他の物を投棄すること。

2 略

(中止等の指示)

第11条 知事は、現に鳥取砂丘において前条第1項各号に掲げる行

為（同条第2項各号に掲げる行為を除く。）をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

2 知事は、現に鳥取砂丘において公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）第2条第1項又は第3条第1項の規定に違反する行為その他の犯罪行為をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該犯罪行為の中止を指示させることができる。

3 前2項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による指示については、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第13条の規定は、適用しない。

(原状回復命令)

第12条 知事は、鳥取砂丘において第10条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（同条第2項各号に掲げる行為を除く。以下「特定禁止行為」という。）をした者に対し、原状回復を命ずることができる。

為（同条第2項各号に掲げる行為を除く。以下「禁止行為」という。）をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該禁止行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による指示については、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第13条の規定は、適用しない。

(原状回復命令)

第12条 知事は、鳥取砂丘において禁止行為をした者に対し、原状回復を命ずることができる。

ことができる。

第14条 鳥取砂丘においてみだりに特定禁止行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

2 第11条第1項の規定による指示に違反して特定禁止行為の中止若しくは原状回復をしなかった者又は第12条の規定による命令に違反して原状回復をしなかった者は、5万円以下の過料に処する。

第14条 鳥取砂丘においてみだりに禁止行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

2 第11条第1項の規定による指示に従わなかった者又は第12条の規定による命令に違反して原状回復をしなかった者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。